

が少いのは一つの理由である。主税吏員一に対し納税者一、三〇〇  
人が平均であるが、当町は二、四〇〇人位になつてゐる。

これは人件費ともかうして、こので困難であるが、主税係のそのもの  
大きな因となつてゐる。

一、才十番(野島) 専業別の収入時期等、考へてやめて戴きたい。

一、才十五番(妻田幸藏) 滞納者は納税組合員以外に多いか。

一、町長 組合員の滞納は少いようであるが、他町村に転出した者に多いよう  
に見受けられる。特に住所不明の者が多いので、困難である。

概して農業者には少いから、本町居住者等で他に住所を移し  
た者に多い。

歳末について

一、議長(田村利一) 歳末につき、男議の有思一同う。

一、第六番(設樂美知) 伝染病院の負担金の割合は、いくらか。

東京 都 西 多 摩 郡 生 田 町 役 場

一、助役 平等割四、人口割六の率で、總額三万円、福生町十八万円。

西多摩村十三万円の割合である。

一、才五番(船木甚平) 借金六万円は何か。

清水坂工事の労力費と見積り計とした。

一、議長(田村利一) 本件につき、男議の有思で、会議に諮り、東京通し決定す  
る旨を告げる。

署名議員選挙

一、議長(田村利一) 署名議員選挙は指名推薦により議長が指名する。

旨を会議に諮り、全会一致、指名推薦とする旨を告げる。

一、議長(田村利一) 左記の者を指名し、一名づつ会議に諮り、全会一致で  
決定する旨を告げる。

井梅泰輔、田村義太郎、上田誠重。

一、議長(田村利一) 会議に閉する旨を告げる。

一議長(田村利一) 初より議会を開会する旨を告ぐる。

終了 三時四十分

右会議の顛末を記載しその相違なきことを證するためここに署名する

昭和二十七年十月二十四日

初より議会議長

田村利一

議員

井梅恭輔

今

田村茂太郎

今

森田誠重

東京都西多摩郡福生町役場

別紙会議録に調査の上署名捺印、及び契印、  
訂印等お願ひ致す。

三月二十三日

田村政一  
石川武雄  
井上頼太郎

|       |       |
|-------|-------|
| 12    | 12    |
| 村尾種吉  | 村尾種吉  |
| ✓     | ✓     |
| 船木甚平  | 船木甚平  |
| 26    | 25    |
| 欠     | 欠     |
| 田村利一  | 田村利一  |
| 西村節   | 西村節   |
| 村野盛一  | 村野盛一  |
| 村野喜平  | 村野喜平  |
| 船沢美代子 | 船沢美代子 |
| 森田誠重  | 森田誠重  |
| 田村幾太郎 | 田村幾太郎 |
| 井梅恭輔  | 井梅恭輔  |
| 獨本雄一  | 獨本雄一  |
| 森田幸花  | 森田幸花  |
| 並木竹松  | 並木竹松  |

日定臨協会

2月25日署名

|       |        |              |              |
|-------|--------|--------------|--------------|
| 密柑    | 1.700  | 大箱 / 箱       | 小箱 / 箱       |
| 干当    | 10.600 | ② 80円 / 20人分 | ② 100 - 10人分 |
| 料理    | 12.000 | ② 100 -      | 120人分        |
| 運賃    | 500    |              |              |
| 会場借上料 | 400    |              |              |
| 座蒲団   | 40     | 座蒲団借上料       | 一枚20円 20枚分   |
| 木炭    | 345    | 1枚           |              |
| 薪     | 105    | ② 345 -      | 3枚分          |
| 南米豆   | 2400   | ② 200 -      | 120人分        |
| 書記慰労会 | 14190  |              |              |
| 計     | 44290  |              |              |

収入支出差引残金

福生町議会議長 田村 孝一

昭和二十八年二月二十七日

福生町長 森田 幸造

殿

臨時議会議召集通知

左記のことについで三月一日午後一時福生町役場に臨時

議会議を招集いたします

右通知一ます

記

一福生町の一般職員の給与に關する條例の一部改正について

(議案は先日御送付申上げてあります)

一議長(田村利一) 福生町議会を閉会する旨を告ぐる。

終了 三時四十五分

右会議、題未記載しその相違をいふことを證するためここに署名する

昭和二十七年十月二十四日

村利一

梅泰輔

村茂太郎

林田誠重

西多摩郡福生町役場

|      |      |     |      |       |      |       |      |       |       |      |      |
|------|------|-----|------|-------|------|-------|------|-------|-------|------|------|
| 12.  | 11.  | 10. | 9.   | 8.    | 7.   | 6.    | 5.   | 4.    | 3.    | 2.   | 1.   |
| 船木甚平 | 村尾種吉 | 野島海 | 貫井伊作 | 中野七五郎 | 高橋三郎 | 瀨古清花  | 設樂美知 | 田村福一  | 井上頼太郎 | 森田喜一 | 石川武雄 |
| 26   | 25   | 24  | 23   | 22    | 21   | 20    | 19   | 18    | 17    | 16   | 15   |
| 高橋彦市 | 田村利一 | 西村節 | 村尾四郎 | 村野盛一  | 村野喜平 | 熱沢美代子 | 森田誠重 | 田村綾太郎 | 井梅泰輔  | 橋本雄一 | 森田幸花 |

福生町議会議員名簿(昭和二十七年三月一日定臨協会)

2月25日署名

福生町議会議録

昭和三十一年三月一日福生町議会を福生町役場に招集した

出席議員は左の通りである

田村政一

石川武雄

井上頼太郎

田村福一

設楽美知

瀬古清彦

高橋三郎

中野七五郎

貫井伊作

野島 母

村尾種吉

船水甚平

並木丁松

森田幸彦

橋本雄一

井梅泰輔

田村幾太郎

森田誠重

村野茂平

村野盛一

村尾四郎

西村 節

高橋彦一

一、会議事件は左の通りである

一、福生町の一般取員の給与に関する条例の一部改正について

一 福生町の特別取組の給子に關する條例の一部改正について

一 補助町村道路修繕工事都費補助申請の件

一 昭和三十七年度ダイナ災害復旧工事施行の件

一 町有財産処分について

一 土地買収について

一 地方自治法第百七條の規定によりた記の者が臨時議長となる。

福生町議會議員 田村幾太郎

一 臨時議長(田村幾太郎) 午後三時十五分開会を告げる。

一 今 (田村幾太郎) 福生町議會議長の選挙を行う旨を告げる。

一 第三番(西村 節) 協議の爲休憩を告げる。

一 第十一番(野島 母) 第三番議員の登壇を賛成する。

一 臨時議長(田村幾太郎) 賛成多数により休憩を告げる。(二時三十分)

一 今 (田村幾太郎) 三時三十分再開を告げる。

一 臨時議長(田村幾太郎) 議長選挙の方法は如何にするべきかと諮る。

一 第三番(村野七平) 普通選挙により実施されたい。

一 第七番(瀬古清彦) 前副議長を昇格されたい。

一 第九番(中野七五郎) 普通選挙に賛成する。

一 第五番(田村福一) 立候補による普通選挙とされたい。

一 第七番(設楽美知) 現状に於ける立候補制は困難である。

一 第五番(田村福一) 法の規定により当選しても承諾がなない場合は議長資格

を有しないので立候補制にされたい。

一 第十五番(森田幸彦) 私は議長承諾の意思がなない。

一 第七番(瀬古清彦) 私の動議は撤回する。

一 第十番(貫井伊作) 普通選挙により実施されたい。

一 臨時議長(田村幾太郎) 議長選挙は筆記無記名投票によるべき旨を會議に諮る多数決を以て筆記無記名投票とするものとせしめる。

一書記長(大野忠一)投票の結果は左の通りである。

總投票数 二三

有効投票数 二二

無効投票数 一

各人得票数

田村幾太郎 一四

森田幸吉 四

田村利一 三

設楽美知 一

臨時議長(田村幾太郎)選挙の結果左記の者が議長に当選した旨を告げる。

第十八番 田村幾太郎

一第十一番(村尾禮吉)休憩された。

一臨時議長(田村幾太郎)休憩する旨を告げる。

東京都西多摩郡福生町役場

東京都西多摩郡福生町役場

一議長(田村幾太郎)福生町議会議長に就任する旨を述べた。

一議長(田村幾太郎)副議長の選挙については議事進行上後日としたい。

一第十番(貫井伊作)議事進行上議案を上げたい。

一議長(田村幾太郎)副議長の選挙は後日とする旨を会議に語り、後日とする旨を告げる。

とする旨を告げる。

一第五番(森田幸蔵)先般来警察署長暴言問題につき正副議長に解決を要請されたが過日深沢料亭に於て田村振興委員長を含め三名で

協議の結果瀬古船小面議員、商店連合会長、署長と会合

その席上で話合がなされた場合は両者で直接解決するよう望

んだがその席上に於てはなごやかに話合がなされた。

一第十一番(瀬古清茂)私がオブリット以来とった行動は白百合会のお先棒のよう

に誤解されているが私はそのような事はないと被覆する。

立入禁止前の町の状況は町民として放置出来なかったが如何にして去る

最少限に止め目的を達する上については心を痛めた

署長は取締りについては腹がやみと云う事実は強硬な取締りを行なった

一月二日の協議会の席上に於ける町村委員長の報告によると署長はどのような発言せずと云うが商店街代表の云うところによれば「議会は私に取締り強化を申入れ下う数日にしてその緩和をこうと云うとは心外である私より解もなく振興委員会を作り言をたずることは議会はどこまで信用してよいか解らぬ私の信頼するのには町長と司令官又である」と言明したと云うのである。このことは即ち議員の紳士ぶしと云うことである。

議会としては町民の信を得る上からも断じて糾明すべきものと考えたと云う相互の解の下に連日して町発展の爲に努力すべきと考えた。オブリットによる商店街の打撃は深刻のものがある。これにより町

東京都西多摩郡麻生町役場

財政に及ぼす影響は大きい。私は町行政の現況を無視したや

り方については不満を抱くものである。この点につき町長の所見を伺う

事は常に自己の信念に基き行動するものである。一部に云われるよう

な白百合令会の本先陣ではない。

当卒直に云うが麻生町長は独善的傾向が強いものと議会の意向と

汲み民主的に進められることを望む。議会は町に浄化に反対する者

は一人もいないことを宣言すべきである。

取締りの行過ぎについては幾多の人権侵害問題と起る人権よう護局又

衆院法務委員会に於ても調査中である。浄化と人権問題は別個

である。然し私は正副議長の苦勞もあるのがこれ以上の追及はしない

。今後は警察と手を握り合つて福生町繁栄と発展の爲に善処し

てやまない

（第十三番（船木甚平））署長暴言問題については。一月二十四日深沢料亭に於て

関係者が集まり解決を計った私達は確たる証人もあるのが対決  
することと望んだ私はあまご議会の真意に基き取上げたもので  
放置することをおもてなかつた

然し当夜の情況を云うものは累言問題につき署長は証據は  
速記録のテカレコードをとりねん駄目だ云う然しこれに合つた  
商店街十名名の役員が聞いたと云う確たる証人がいるのである  
この点について署長の累言問題についてはうかになると思う

然し署長よりこの件についてはこの位で打ち切りたいとの発言があつたので  
和合の残会と心得を解決してゐた

一議長(田村幾太郎)引續き議事を移る旨を告げる。

一地方自治法第百十條の規定により本席を求めた者は左の通りである。

町長 森田幸造 助役 秋山誠一  
総務課長 大野忠一 民生課長 貴井佐代次

東京府西多摩郡瀬生町役場

税務課長 橋本孝蔵  
一本会の書記は左の通りである。

書記 高水 求 上野重勝

一議長(田村幾太郎)午後五時三十分開議を宣する。

一(田村幾太郎)今日の議事日程を報告する。

- 一 日程オ一 福生町の一般職員の給与に關する條例の一部改正について
- 一 オ二 福生町の特別職員の給与に關する條例の一部改正について
- 一 オ三 補助町道路修繕工事費都費補助申請の件
- 一 オ四 昭和二十七年度多摩市災害復旧工事施行の件
- 一 オ五 町有財産処分について
- 一 オ六 土地買収について

一議長(田村幾太郎)議事進行上日程オ一(議案オ号)及び日程オ二(議案オ号)

を同時に上程する旨を會議に諮り同時に上程とする旨を宣告する。

一日程才一（議案才一）福ま町一般取員の給与に關する條例の一部改正について

一日程才二（議案才二）福ま町の特別取員の給与に關する條例の一部改正について

一議長（田村幾太郎）本二件を同時に上程する旨を告げる

書記 朗読

一町長 提案の理由を説明する

一町長 議員歳費は總務委員の審議を経て改訂の成案が未だないこと、

日條例を改正したい

一總務委員長 町の特殊性に鑑み各町村について調査した結果三割三十分程度の

値上げも適當と考へる

一第7番（瀨古清彦）取員のベース改訂により町民の負担が重荷されないか、平衡交付

金により賄ひ得られるか 二十一年度に於て交付金が増えることと云われるが

この点どうか

一助役 平衡交付金により見積られることに同意する

二十一年度に於て平衡交付金が増えることと云われるが、右とどうなるか

東京都西多摩郡那生町役場

場合には何号かの方法がとられると思う

一町長 平衡交付金は平衡交付金法的主旨に則り算定されるので、税収の豊かさ

町村にはなほ所もある、終局的には町民の負担となるが現状に於ては

平衡交付金が増えることは考へられる

一議長（田村幾太郎）本二件につき、要議の有無を會議に諮り、原案通り全会

一致決定する旨を告げる

一日程才三、補助町村道路修繕工事都費補助申請の件

一議長（田村幾太郎）本件を上程する旨を告げる

書記 朗読

一助役 都補助道四号線に対する工事費二〇万に對し、都補助七〇万の内示された

依て、福も温泉上より南新道迄の下水を地元の協力により完成したい

二〇万で二〇万の設計では二〇〇米未だ足りないこと、以上は町の単独事業として

一議長（田村幾太郎）本件につき、要議の有無を會議に諮り、全会一致原案通り